

○国土交通省告示第三百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道小樽市蘭島2丁目、忍路2丁目、忍路1丁目、桃内2丁目、塩谷4丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光5丁目及び新光町地内
- 2 使用の部分 北海道小樽市蘭島2丁目、忍路2丁目、塩谷4丁目、塩谷5丁目、天狗山1丁目、最上2丁目、天狗山2丁目、松ヶ枝2丁目、天神1丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、天神4丁目、朝里川温泉1丁目及び新光町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道余市郡余市町登町地内の余市インターチェンジ（仮称）から小樽市新光町地内の小樽ジャンクション（仮称）までの延長23.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付

替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（以下「本路線」という。）は、北海道寿都郡黒松内町を起点とし、小樽市、札幌市、千歳市等を経由して同道釧路郡釧路町に至る延長約451kmの路線である。

本路線が通過する余市郡余市町は、ぶどうの主要な産地であるなど農業が盛んであり、収穫されたぶどうは札幌方面等へ出荷されている。また、余市郡余市町及び小樽市（以下「本件地域」という。）には、様々な観光資源が存し、多くの観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行する一般国道5号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道5号の自動車交通量は、小樽市稲穂2丁目20地点で28,231台/日であり、混雑度は2.01となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続することで、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等による地域経済の活性化に寄与するとともに、一般国道5号の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、

都市計画決定権者である北海道知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるヒシクイ、オジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ヒシクイについては、計画路線周辺に生息地が存在しないことなどから影響はないとされている。オジロワシ、オオワシ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、計画路線の周辺に同様の生息環境が広く分布していることなどから、クマゲラ、オオタカ及びハヤブサについては営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサルメンエビネ、クゲヌマラン及びクマガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、このうち8箇所については発掘調査が完了しており、保存に必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る7箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの強化を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成11年12月10日に都市計画決定された都市計画

と、車線数、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、支障物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道5号は、一部区間において交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、小樽市長を会長とする北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道小樽市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 北海道小樽市蘭島2丁目、忍路2丁目、忍路1丁目、桃内2丁目及び塩谷4丁目地内